

# 調整力公募の進め方について

平成28年8月30日

資源エネルギー庁

# 1. 調整力公募について

- 本年4月に施行された第2弾の改正電事法により、新しいライセンス制度が導入されたことを受け、一般送配電事業者が電力供給区域の周波数制御、需給バランス調整を行うこととなっている。そのために必要な調整力を調達するにあたって、特定電源への優遇や過大なコスト負担を回避するため、一般送配電事業者は、必要な調整力を原則として公募の方法で調達することとされている。（送配電等業務指針第26条）
- 一般送配電事業者が策定する公募要領のあり方に関して、今まで主に①電力安定供給確保の観点から「電力広域的運営推進機関」（以下「広域機関」という。）が、②手続等の公平性確保の観点から「電力・ガス取引監視等委員会」（以下「監視等委員会」という。）がそれぞれ検討を行ってきたところ。
- 来年度の調整力調達に係る公募が、各一般送配電事業者から今年10月頃から開始される予定であることを受け、広域機関、監視等委員会での検討内容を「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（P）」として、経産省にてとりまとめ、公表する予定。
  - 現在、監視等委員会での検討内容はパブリックコメント中（～9月9日）
  - 広域機関は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（以下「調整力委員会」という。）において検討中。
- 今後、適正な調整力公募の実施に向け、エネ庁・広域機関・監視等委員会が連携して一般送配電事業者と調整を行っていく。

### （調整力の確保）

第25条 一般送配電事業者は、系統運用（第150条に定める。）に必要な調整力を予め確保するよう努める。

2 一般送配電事業者が調整力を確保する際には、業務規定第181条により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。

### （調整力の公募等）

第26条 一般送配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募等の公平性かつ透明性が確保された手続による実施するものとし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。

### （公募等の実施要領の作成）

第27条 一般送配電事業者は、調整力の公募等を行うに際して、原則として、調整力が満たすべき要件、公募スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募等の実施要領を策定し、公表する。

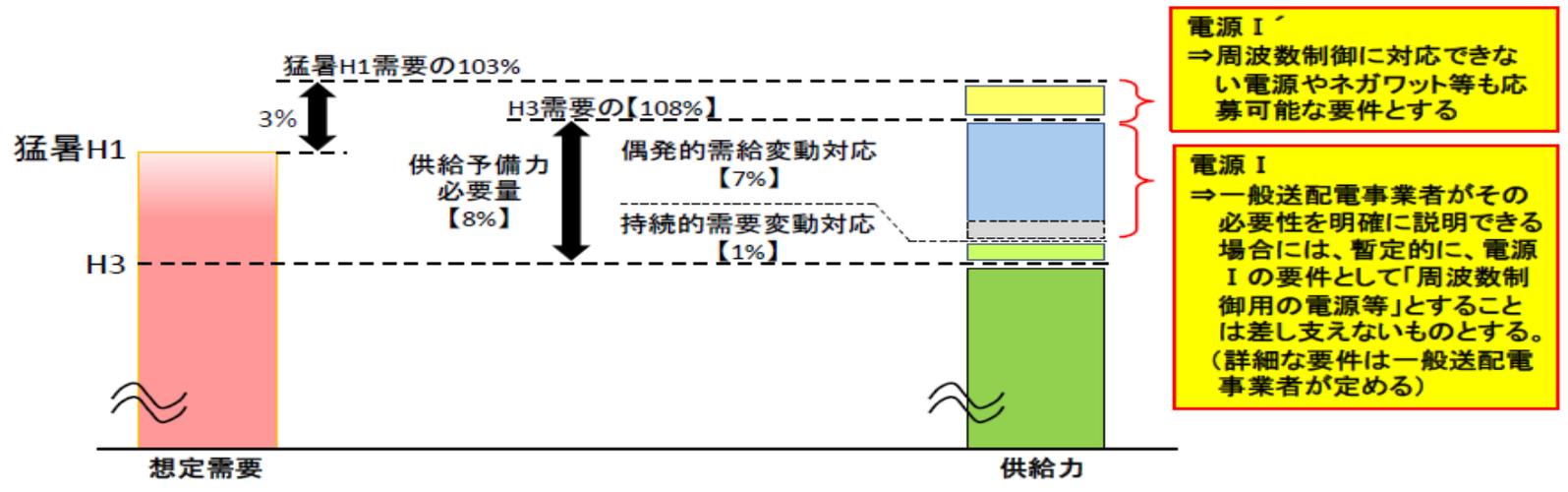
## 2. 監視等委員会における検討内容について

- 「制度設計専門会合」（第6回～9回）において、調整力の公募調達において予め公募要領として公表すべき事項や、適切な契約条件等について検討。一般送配電事業者により、公平性かつ透明性が確保された公募調達が実施されるとともに、発電事業者等の競争を促進するため、以下の検討を行ったところ。（取りまとめ案は現在パブコメ中）
  - － 公募調達の実施方法、主な契約条件、一般送配電事業者が説明責任を果たすべき事項等
  - － 公募調達の実施後及び調整力を活用した後の価格情報の公表
  - － 調整力の要件等についての意見募集窓口の設置
  - － 調整力として活用する電源等の実際の運用等の監視に関する事項
- なお、将来のリアルタイム市場への移行を見据えて、以下の方針についても、取りまとめ案には明記。
  - － 調整力に関しても供給区域を越えたメリットオーダーを実現し、より効率的な調整力の確保が可能となるよう、資源エネルギー庁、広域機関、監視等委員会において、早急に地域間連系線の利用ルールの見直し等を行う。
  - － 価格情報の公表時期については、将来のリアルタイムでの公表を見据えて、資源エネルギー庁、広域機関、監視等委員会において、早急にシステム面も含めた対応とそのための工程を検討する。
  - － 調整力の要件（スペック）については、将来の市場化のため、その標準化を広域機関及び各一般送配電事業者で検討する。

# 3. 広域機関における検討内容について

- 「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（以下「調整力委員会」という。）」第5回までの主な議論
- 猛暑/厳寒時における最大電力需要（H1）の103%が最大3日平均電力（H3）に対して必要となる供給力を上回っている場合、その差分（電源 I'）も調整力として、原則一般送配電事業者が確保する。
- 電源 I について、近年の再エネ導入拡大の影響等も踏まえ、暫定的に全量を周波数制御用の電源とすることを否定しないが、旧一般電気事業者が当日段階で運転予備力を5%を目安として確保してきた実態等も踏まえ、一般送配電事業者がその必要性を明確に説明できる必要がある。

→今後、本年4月（計画値同時同量制の導入）以降のデータも分析しつつ、必要となる調整力の量等について検討が進む予定。



※【】内の数字は供給予備力必要量の検討において見直しを検討している数字

## 4. 今後のスケジュール（案）

- 9月1日：広域機関の第6回調整力委員会（調整力の量の算定の考え方について議論）
- 9月～10月：調整力委員会において調整力の量及び要件のあり方を検討
- 9月後半以降：経産省において「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（P）」策定（広域機関の議論を踏まえて随時改正）
- 10月以降～：一般送配電事業者による調整力公募の開始